

静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市立清水病院医学生修学資金貸与条例(平成27年静岡市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の方法)

第2条 修学資金は、毎月当該月分を月の末日までに貸与する。ただし、やむを得ない理由があるときは、翌々月の末日までに貸与することができる。

(申請の手続)

第3条 条例第4条の規定により修学資金の貸与を申請しようとする者は、市立清水病院医学生修学資金貸与申請書(様式第1号)に在学証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定等の通知)

第4条 市長は、条例第5条の規定により修学資金の貸与を決定し、又は前条の規定による申請に対して修学資金を貸与しないことを決定したときは、市立清水病院医学生修学資金貸与決定(不決定)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第5条 修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)は、市立清水病院医学生修学資金誓約書(様式第3号)に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(届出の手続)

第6条 条例第7条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる場合に応じて、同表の右欄に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

| | |
|---------------------------|----------------------------|
| 条例第7条第1項第1号に該当する場合 | 市立清水病院医学生修学資金変更等届(様式第4号) |
| 条例第7条第1項第2号に該当する場合 | 市立清水病院医学生修学資金辞退・退学届(様式第5号) |
| 条例第7条第1項第3号から第5号までに該当する場合 | 市立清水病院医学生修学資金変更等届 |
| 条例第7条第1項第6号に該当する場合 | 市立清水病院医学生修学資金辞退・退学届 |
| 条例第7条第1項第7号に該当する場合 | 連帯保証人変更等届(様式第6号) |

| | |
|-----------------|----------------|
| 条例第7条第2項に該当する場合 | 死亡（失踪）届（様式第7号） |
|-----------------|----------------|

（貸与の決定の取消しの通知）

第7条 市長は、条例第8条第1項又は第2項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消したときは、市立清水病院医学生修学資金貸与取消通知書（様式第8号）により修学生又は修学資金の貸与を受けた者に通知するものとする。

（借用証書の様式）

第8条 条例第9条に規定する借用証書は、様式第9号によるものとする。

（裁量免除の申請）

第9条 条例第11条の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、市立清水病院医学生修学資金返還債務裁量免除申請書（様式第10号）に修学資金を返還することができなくなった理由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（返還明細書の提出）

第10条 条例第12条の規定により修学資金を返還しなければならない者（条例第13条の規定により返還債務の履行を猶予されている者を除く。）は、その理由が生じた日（条例第11条の規定による返還債務の免除の申請をした場合は、その申請に対する不決定の通知を受けた日）から起算して15日以内に、市立清水病院医学生修学資金返還明細書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請）

第11条 条例第13条の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、市立清水病院医学生修学資金返還猶予申請書（様式第12号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）条例第13条第1号に該当する場合 卒業証明書又は在学証明書
- （2）条例第13条第2号に該当する場合 返還が困難である理由を証する書面

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。